



令和2年度第2回 下請法クイズ ～よくある勘違い～

公正取引委員会中部事務所では、日々、下請法に関して、ご相談をお寄せいただいています。その中で多く見受けられる「勘違い」について、クイズ形式でまとめてみました。「勘違い」による法律違反の未然防止にご活用いただければ幸いです。

ステップ1（親事業者の禁止事項①：買ったたきの禁止）

Q1：

親事業者G社はパンフレットの印刷・製本を毎月下請事業者H社に委託しています。G社のRさんは、いつものようにH社に発注する準備を進めていたところ、自社の取引先から印刷に必要なデータの入稿が大幅に遅れるとの連絡を受けました。そこで、RさんはH社への対応を上司に相談しました。

Rさんは、上司から「取引先への納期を今さら変更することはできない。H社とは長年の付き合いで当社の事情も分かっているし仕事が早いので心配する必要はない。」と言われたので、H社には相談せずに、いつもより大幅に短い納期を設定して従来どおりの単価で発注しました。G社の対応に問題はないでしょうか。

ステップ2（親事業者の禁止事項②：下請代金の減額の禁止）

Q2：

親事業者I社は部品の製造を委託している下請事業者J社との間で、支払方法を全額手形払から常に全額現金払にする代わりに、注文書に記載した下請代金から1%分を差し引くことを合意し、合意文書を取り交わして下請代金を支払っていました。

I社の経理担当者のSさん、Tさん、Uさんはそれぞれ次のようなことを考えています。理解が正しいのは誰でしょうか。

(Sさん) J社は話合いに納得していたし、J社には申出があれば見直すと伝えてあるので問題ないだろう。

(Tさん) J社とは、下請代金から差し引くことについて、あらかじめ合意文書を取り交わしているので、合意文書さえ保存しておけば問題ないだろう。

(Uさん) 社長や常務は「現金払はJ社にとってもメリットがあるし、下請代金から差し引く額は1%分と少額なので問題ないだろう。」と言っていたし、自分もそのとおりだと思うので問題ないだろう。



解説

ステップ1（親事業者の禁止事項①：買ったたきの禁止）

A1

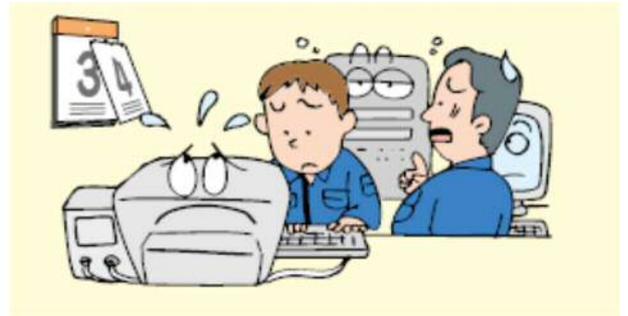
G社の対応は間違っています。

下請代金の額を決定する際、通常支払われる対価に比し著しく低い額を不当に定めることは、「買ったたきの禁止」（下請法第4条第1項第5号）の規定に違反します。買ったたきに該当するかどうかは、下請事業者と十分な協議が行われたか、差別的かどうか、原材料等の価格動向といった要素を勘案して総合的に判断されます。

例えば、通常の発注から納品までの期間よりも大幅な短納期発注を行う場合に、下請事業者に発生する費用増を考慮せずに、従来と同じ下請代金の額を定めることは当該規定に違反するおそれがあります。

設問のような場合、下請事業者の作業開始が遅れ、納期までの作業期間が大幅に短くなることにより、下請事業者は残業等による対応を余儀なくされ、下請事業者の人件費等のコストが大幅に増加する可能性があります。このような場合において、下請事業者に発生する費用増を考慮せずに下請代金を定めると買ったたきに該当するおそれがあり、また、このような急な短納期発注は、下請事業者の働き方改革を妨げることにもなりますので注意する必要があります。

そのため、設問のような場合には、下請事業者と十分に協議した上、必要に応じて、下請代金の額や納期を見直してから発注する必要があります。



ステップ2（親事業者の禁止事項②：下請代金の減額の禁止）

A2

Sさん、Tさん、Uさんの3人とも間違っています。

下請事業者から口頭又は書面により合意を得ていたとしても、下請事業者の責めに帰すべき理由がない場合に発注時に定めた下請代金を減じることは、「下請代金の減額の禁止」（下請法第4条第1項第3号）の規定に違反します。「下請事業者の責めに帰すべき理由」とは、例えば、瑕疵の存在や納期遅れがあり、適法に受領拒否や返品ができる場合に、受領拒否又は返品をして、その分に相当する額を減ずる場合などに限られています。

また、下請代金の支払方法について、手形を交付していたものを、一時的ではなく、常に現金で支払う方法に変更した場合は、そのことを理由に下請代金を減じることは金額の多少を問わず、下請代金の減額として下請法違反となります。

そのため、支払い方法を手形から、一時的ではなく、常に現金で支払う方法に変更する場合には、あらかじめ現金払に見合う単価設定を下請事業者との十分な協議の上で行う必要があります。



* 上記内容等に関するお問い合わせにつきましては、下記の窓口にお電話ください。

公正取引委員会事務総局中部事務所 下請課 (052) 961-9424